

第 1 回

資料 1

- ・ 検討会議設置要綱 . . . 1
- ・ 検討会議委員名簿 . . . 2
- ・ 主な検討事項 . . . 3

県立高校教育振興検討会議設置要綱

(設置)

第1条 「令和の魅力と活力ある県立高校のあり方に関する報告書」を踏まえ、中学校卒業予定者数の減少が見込まれる中、本県の高校教育を充実するため、「県立高校教育振興検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の事項について検討する。

- (1) 県立高校の再編に関する学校規模・基準に関すること。
- (2) 県立高校の学科・コースの見直しに関すること。
- (3) 様々なタイプの学校・学科等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、県立高校のあり方に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、教育関係者、保護者、経済界関係者及び自治体関係者等のうちから、教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を進行し、検討会議を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、教育長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会議は、公開する。ただし、会議の公正が害されるおそれがあると認める場合その他公益上必要があると認められる場合は、会長と委員の協議により、これを公開しないことができる。

(アドバイザー)

第7条 専門的立場からの意見を聴くため、検討会議にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、教育長が委嘱する。

(幹事)

第8条 検討会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、富山県教育委員会事務局職員のうちから、教育長が任命する。
- 3 幹事は、検討会議の事務を処理する。

(事務局)

第9条 検討会議の事務局は、富山県教育委員会県立学校課に置く。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

県立高校教育振興検討会議名簿

(令和5年6月1日現在)

(委員15名、五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	委 員 の 所 属 等
委 員	荒井 公浩	富山県私学振興会 副理事長
委 員	池永 美子	富山県中学校長会 副会長
委 員	上田 良美	滑川市教育委員会 教育長
委 員	亀谷 卓朗	富山県高等学校長協会 副会長
委 員	近藤 智久	高岡市教育委員会 教育長
委 員	品川 祐一郎	(株)トヨタモビリティ富山 代表取締役社長
委 員	鈴木 真由美	(大)富山県立大学 キャリアセンター所長 富山県立大学工学部機械システム工学科 教授
委 員	高瀬 幸忠	(株)スカイインテック 代表取締役社長
委 員	田辺 恵子	富山県子どもほっとサロンネットワーク 会長
委 員	鳥海 清司	(大)富山大学 副学長 富山大学学術研究部教養教育学系 教授
委 員	中村 総一郎	富山県PTA連合会 会長
委 員	藤重 佳代子	(株)マーフィーシステムズ 代表取締役社長
委 員	松山 朋朗	富山県高等学校PTA連合会 会長
委 員	水口 勝史	立山科学(株) 代表取締役社長
委 員	水口 芳美	水口青玉堂

アドバイザー	青木 栄一	東北大学大学院 教育学研究科 教授
アドバイザー	南部 初世	名古屋大学大学院 教育発達科学研究科 教授

県立高校教育振興検討会議における主な検討事項

「令和の魅力と活力ある県立高校のあり方に関する報告書」を踏まえ、中学校卒業者の減少が見込まれる中、本県の高校教育の充実に向け検討を進める。

《検討事項》

今回

- ・ これまでの経緯
- ・ 検討項目の確認、今後の進め方について

第2回

- 県立高校の再編に関する学校規模や基準などの基本的な方針について
- 県立高校の学科やコースの見直しについて

第3回以降

- 県立高校の再編に関する学校規模や基準などの基本的な方針について
- 県立高校の学科やコースの見直しについて
- 様々なタイプの学校・学科などについて